

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された床頭台使用にかかる書類（以下「書類」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、患者入院していた病棟・病室

### 2 事案の経過

○令和6年2月10日（土）

- ・入院していた患者Xの死亡に伴い、看護師Aが患者Xの家族に渡す書類を作成する際に、誤って患者Yの電子カルテ画面から書類を作成し、タブレット端末へデータを送信した。（書類には患者Yの氏名・ID・病棟・病室が誤記されていた）
- ・看護師Aは、書類に患者Yの氏名・ID・病棟・病室が誤記されていることに気付かず、患者Xの家族からタブレット端末で同意のサインを取得しプリントアウトのうえ、患者Xの家族に誤交付した。

○令和6年2月11日（日）

- ・看護師Bが、交付した書類を改めて確認した際に、誤交付を発見した。
- ・看護師Aの上長が患者Xの家族に架電し、本事案の経緯を説明し謝罪するとともに、誤交付した書類の所在を確認したところ、既に処分したとの回答があった。
- ・看護師Aの上長が患者Yの家族に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

### 3 誤交付の原因

- ・看護師Aが、電子カルテで患者Xの書類を作成する際に、患者の氏名、IDを確認することなく、誤って患者Yの画面を開いている状態で書類を作成し、タブレット端末へデータを送信したため。
- ・看護師Aが、患者Xの家族からタブレット端末で同意のサインを取得する際に、またはプリントアウトして書類を交付する際に、書類の氏名・IDが間違っていないか確認しなかったため。

### 4 再発防止策

- ・電子カルテで書類を作成する際は、患者の氏名・IDに誤りがないか、複数回指差し点検すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者の書類であるか、氏名・IDを患者と相互にチェックすること。